

令和 6 年 度
契 第 い 0 0 4 号

物 品 修 理 請 負 契 約 書

物品修理請負契約書

収 入
印 紙

1. 修 理 件 名 1 2 V 3 9 6 T B 9 4 型陸揚機整備 1 式（船技）
 ただし、別紙仕様書及び図面のとおり。

2. 請 負 金 額 金円（内訳書のとおり）
 うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金円

3. 物 品 交 付 場 所 仕様書のとおり

4. 引 渡 期 限 令和 7 年 12 月 12 日

5. 引 渡 場 所 仕様書のとおり

6. 契 約 保 証 金 免除

上記物品の修理を行うについて、支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 鵜本 浩司 を発注者とし、 を受注者として次の条件により
請負契約を締結する。

（総 則）

第 1 条 受注者は、この契約締結後遅滞なく、物品交付場所において、発注者から修理すべき物品の交付を受け、仕様書及び図面（以下「仕様書等」
という。）に基づき、所要の修理を行い、引渡期限までに、引渡場所において、修理に係る物品を発注者に引渡すものとし、発注者は、これに対し、
受注者に請負代金を支払うものとする。

（仕様書等の解釈等）

第2条 仕様書等について疑義を生じたとき又は仕様書等に明記されていない事項については、発注者受注者協議して定めるものとし、受注者は、その他軽微なものについては、発注者又は監督すべきことを命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範囲内において修理を行うものとする。

2 受注者は、発注者が必要と認めてその旨の指示をしたときは、修理工程表及び修理費内訳明細書を発注者に提出して、その承認を受けなければならない。

（監督職員）

第3条 発注者は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

2 受注者は、監督職員の監督の実施について、必要な費用を負担するものとする。

3 受注者は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要資料の提出又は提示を求められた場合は、これに応ずるものとする。

4 受注者は、監督職員から立会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第4条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 修理事物又は修理場所に搬入した検査済み修理材料は、これを第三者に売却若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

（再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務）

第6条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。
- 3 受注者は、第1項にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方（次条「再委託受託者」という。）の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 4 受注者は、前項の場合において、発注者が適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
- 5 第1項のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときは、適用しない。

（再委託受託者に対する監督）

第7条 受注者は、発注者又は監督職員が再委託受託者に、請負人に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

（代理人等に関する措置要求）

第8条 発注者又は監督職員は、現場代理人その他受注者の代理人（下請負人は代理人とみなす。以下同じ。）、主任技術者、使用人又は労務者等がこの契約の履行につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

（特許権等の使用）

第9条 受注者は、修理の施行について、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(材料の検査等)

- 第10条 受注者の負担に属する修理材料は、発注者が特に指定したものを除き、その使用前に監督職員の検査を受けなければならない。発注者は、この場合において、受注者が検査を受けなかったとき又は検査に合格した材料以外の材料を使用したときは、使用後であっても、これを取り替えさせることができるものとする。
- 2 受注者は、修理後外部から容易に見ることのできない部分の施行について、発注者が指示したときは、発注者又は監督職員の立ち会いのうえ施行するものとする。この場合において、受注者は、監督職員がやむを得ない理由により立ち会えない場合は、監督職員の指示により、施行を証明することができる見本、写真その他の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。
- 3 受注者は、材料検査の結果合格となった材料等と検査未済又は不合格となった材料等とを仕分け、その方法により区分する措置をとるとともに、不合格となった材料等を、良品とすみやかに取り替えなければならない。
- 4 受注者は、材料検査に合格した材料等であって修理場所にあるものを監督職員の承諾を受けることなく当該場所から持ち出してはならない。
- 5 受注者が前項の規定に違反して施行したときであって、受注者は、発注者又は監督職員が指示するときは、施行箇所の撤去、再施行等所要の措置をとらなければならない。

(官給品等)

- 第11条 発注者は、物品修理用として仕様書に記載する官給品（貸与品を含む。以下「官給品等」という。）を、発注者の指定する場所及び日時に受注者に交付する。この場合において、受注者は、その官給品等の交付を受けた都度受領書を発注者に提出し、善良な管理者の注意をもってこれを保管し、かつ、その費用を負担するものとする。
- 2 受注者は、天災地変等の不可抗力又は発注者の責めに帰すべき理由によらないで、官給品等が亡失若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定する方法により弁償するものとする。
- 3 受注者は、交付を受けた官給品等を仕様書等に基づいて使用し、修理の完了又は契約の変更若しくは解除等によって不用となったものは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに発注者の指定する時期及び場所において、発注者に返還しなければならない。

- 第12条 受注者は、指定品として仕様書等に記載する修理材料については、これら以外のものを使用することができないものとする。

（仕様書等に不適合の場合）

第13条 受注者は、修理の施行が仕様書等に適合しない場合において、監督職員が材料等の取替え、施行箇所の撤去又は再施行等の指示をした場合には、これに従わなければならない。この場合において、受注者は、請負金額の増額又は引渡期限の延伸を請求することはできないものとする。

（撤去品等の処置）

第14条 受注者は、修理の施行により発注者の所有に属する撤去品又は官給品等について廃材等を生じたときは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに発注者の指示する時期及び場所において、これを発注者に引き渡さなければならない。

2 受注者は、前項の撤去品又は廃材等を、発注者がこれを引き取るまでの間、無償で保管するものとする。

（行政庁に対する手続）

第15条 受注者は、その修理について、行政庁の検査、検定を必要とするときは、自己の費用をもって、当該行政庁に対する必要な手続をするものとする。

（物価変動等による請負金額の変更）

第16条 物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、請負金額が著しく不相当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議して、請負金額を変更することができるものとする。

（修理の変更等）

第17条 発注者は、その都合により修理内容を変更し、又は一時修理を中止し、若しくはこれを打ち切ることができるものとする。

2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、修理費内訳明細書に記載する単価により、これによりがたいときは発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

（引渡期限の変更等）

第18条 発注者は、その都合により引渡期限又は引渡場所を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

（終了の通知及び検査）

第19条 受注者は、修理終了予定日の5日までに、修理終了予定日を書面により発注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の通知を受けたとき、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、修理終了予定日（この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から10日以内（以下「検査期間」という。）に仕様書等に指定した方法その他発注者の適当と認める方法により検査を行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査することができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

3 発注者は、検査職員を命じたときは、その官職及び氏名並びに検査時期及び検査場所を受注者に通知するものとする。

4 受注者は、第2項の検査に立ち会うものとする。この場合において、受注者が立ち会わないときは、発注者は、単独で検査を行い、その結果を受注者に通知するものとし、受注者は、これに対して不服を述べることができない。

5 受注者は、検査職員から検査の実施について必要な書類又は物件の提示若しくは提出又は説明を求められた場合には、これに応ずるものとする。

6 受注者は、検査職員から修理の重要な部分に係る使用材料のうち、完成後直接確認することができないものについて、当該部分の施行の状況を説明することができる見本、写真その他の資料の提示又は提出を求められた場合には、これに応ずるものとする。

7 受注者は、検査職員の指示に従い、修理に係る物品の運転、操作その他検査のために必要な作業をし、別に定めのあるものを除きその費用を負担するものとする。

8 修理に係る物品が不合格となった場合において、その不合格部分の手直し期間は、発注者が指示する期間とし、その検査期間は、発注者が受注者から手直しを終了した旨の通知を受理した日（この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から起算する。

第20条 次に掲げる場合には、検査のため必要な限度において破壊検査を行うことがあるものとする。

（1）仕様書等に指定されているとき。

（2）前条第6項の資料による確認ができなかったときその他修理の施行について疑うに足る相当の理由があるとき。

（3）その他検査を行うため検査職員が特に必要であると認めるとき。

2 仕様書等に指定がある場合又は検査職員が必要であると認める場合には、理化学試験により検査を行うことがあるものとする。

(物品の引渡し)

第21条 受注者は、修理に係る物品が第19条の検査に合格したときは、遅滞なく、これを発注者に引渡すものとする。

2 受注者は、修理に係る物品の引渡場所が第19条の規定による検査を行った場所以外の場所（以下「隔地」という。）である場合、引渡しのため物品を引渡場所に向けて発送したときは、直ちに、その旨を引渡場所の発注者があらかじめ指定する職員その他の責任者に通知するものとする。

3 受注者は、前項の場合において、隔地の引渡場所に物品が到着したときは、運送によって生じた事故の有無について、引渡場所における当該責任者の証明を受け、これを発注者に提出するものとする。この場合において、発注者は、受注者が物品到着後直ちに証明を受けることができるように措置をするものとする。

4 隔地の引渡場所における物品の引渡しは、前項の規定により当該責任者が証明のための調査を行い、異常のないことを確認したとき、完了するものとする。

5 物品の運送に使用した荷造材料等は、発注者の所得とする。

6 受注者は、第1項の場合において、発注者がその都合により受注者から引渡しを受けた物品を直ちに引き取ることができないときは、発注者が物品を引き取るまでの間、無償でこれを保管するものとし、その責めに帰すべき事由による物品の亡失、損傷に対し、発注者の損害を賠償するものとする。

第22条 発注者は、物品の一部について修理が終了した場合において、その部分の検査を行い、合格部分又は一部の引渡しを受けることができるものとする。

2 前3条の規定は、前項の検査及び引渡しについて準用する。

(請負代金の支払)

第23条 発注者は、第21条及び第22条の規定により物品の引渡しを受けた後、受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、第五管区海上保安本部において、請求代金を受注者に支払うものとする。

2 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(部分払)

第 2 4 条 削除

(遅延利息)

第 2 5 条 発注者は、約定期間内に請負代金を支払わないときは、受注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。

- 2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年 2. 5 パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が 1 0 0 円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前 3 項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(引渡期限の延伸)

- 第 2 6 条 受注者は、所定の期限までに修理に係る物品を引渡すことができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び引渡可能期日を明示して、発注者に引渡期限の延伸の承認を求めなければならない。
- 2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

- 第 2 7 条 前条第 2 項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の引渡期限満了の日の翌日から物品引渡しの日までの日数に応じ、請負金額（第 2 1 条の規定により発注者が引渡しを受けた部分があるときは、この部分に対する代金を控除した金額）の年 3 パーセントとする。ただし、その総額が請負金額の 1 0 分の 1 を超える場合はその超過額は、遅滞金に算入しないものとする。
- 2 前項の遅滞日数の計算については、検査期間が始まる日の翌日から発注者が検査に着手した日の前日までの日数は、これを遅滞日数に算入しない

ものとする。

（臨機の措置）

第28条 受注者は、災害防止等のため、特に必要と認める場合には、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を求めるものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の場合において、そのとった措置につき、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他修理の施行上緊急に必要な事項については、受注者に対し、臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、受注者は直ちにこれに応じなければならない。

4 第1項及び前項の措置に要した経費のうち、発注者受注者協議して請負金額に含めることを不相当と認めた部分については、発注者がこれを負担するものとする。

（危険負担）

第29条 修理物品の引渡し前に発注者の責めに帰することのできない事由により、修理物品及び修理材料（以下「修理物品等」という。）について生じた損害は、次項に規定する場合を除き、受注者の負担とする。

2 天災地変その他の不可抗力により修理物品等に損害を生じた場合において、その損害が、重大であり、かつ、受注者が災害防止のため必要な臨機の措置をとる等善良な管理者の注意を怠らなかったと認められるときは、その損害は、発注者が負担するものとする。この場合において、損害額は発注者受注者協議して定めるものとし、火災保険等その損害をてん補する金額があるときは、損害額からこれを控除するものとする。

3 修理物品等を火災保険等に付している場合において、修理物品等に損害を生じたときは、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合であっても、その損害が当該保険によっててん補されるときは、てん補額を限度として、受注者が負担するものとする。

（契約不適合責任）

第30条 受注者は、修理に係る物品の引渡し後1年以内に、その修理物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、発注者（船舶に係る修理にあつては配属先の管区海上保安本部長を含む。）の請求により、自己の費用をもってこれを修補し、代替物を引渡し又は不足分を引渡さなければならない。また、その契約不適合によって生じた物品の亡失若しくは損傷に対して、損害を賠償するものとする。

- 2 前項の期間は、**契約不適合**が行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、修繕物品の引渡し後1年以上1年半以内において最初の検査終了の時までとする。

(契約の解除)

第31条 発注者は、下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者から解除の申出があったとき。(第33条の場合を除く。)
 - (2) 受注者が引渡期限までに修理に係る物品の引渡しをしないとき又は引渡期限までに物品の引渡しをする見込みがないことが明らかなとき。
 - (3) 受注者が第4条、第5条及び第6条の規定に違反したとき。
 - (4) 前各号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
 - (5) この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくは使用人等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が、発注者の行う検査若しくは監督を妨げ、若しくは妨げようとしたとき。
 - (6) 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。
- 2 受注者は、前項第1号から第5号までの場合において、違約金として、解約部分に対する請負金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第1号又は第2号の場合において、受注者の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。
- 3 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

(7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(第6号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第32条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により、修理終了前に、この契約の全部又は一部を解約することができる。この場合において、発注者は、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

第33条 受注者は、第17条の規定による修理内容の変更のため請負金額が2/3以下に減少したとき又は同条の規定による修理中止の期間が修理期間の1/2以上に達したときは、この契約を解除することができる。

第34条 前3条の規定により、この契約の全部又は一部が解除された場合において、受注者が第23条の規定により、既済部分について代金の一部の支払を受けているときは、発注者に対し、その全部の金額を発注者の指定する期日までに返納しなければならない。

2 発注者は、既済部分の全部又は一部が発注者の利用に適するものであり、かつ、発注者において必要とするときは、修理費内訳明細書に記載した単価により算出した金額(これによりがたいときは発注者受注者協議して定めた金額)の代価をもって、既済部分を取得できるものとする。

3 第19条、第21条、第23条及び第25条の規定は、前項の取得部分の検査、引渡し、代金の支払及び遅延利息について準用する。

(相 殺)

第35条 この契約により発注者が受注者から取得すべき遅滞金、違約金等の金額がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金、違約金を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞

金又は違約金が1, 000円未満の場合は、この限りでない。

- 3 第25条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.5パーセント」とあるのは「年3パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と、読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第36条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負金額（この契約締結後、請負金額の変更があった場合には、変更後の請負金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(契約外の事項)

第 3 7 条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、発注者・受注者協議して定めるものとする。

(秘密の保全)

第 3 8 条 発注者及び受注者は、この契約の履行に際し知徳した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

以上契約を証するため、この証書 2 通を作成し、発注者受注者各 1 通を保有する。

令和 7 年 3 月 日

発注者	住	所	兵庫県神戸市中央区波止場町 1 番 1 号
	氏	名	支出負担行為担当官 第五管区海上保安本部長 鋤本 浩司

受注者	住	所
	氏	名